

JASPAR

会員の秘密情報に関する管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 JASPAR(以下、「当法人」という。)の業務において、会員の秘密情報の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において会員の秘密情報とは、当法人の業務に従事する者および業務に参加する者(以下、「従事者」という。)が、当法人の業務において、他の従事者に対し、自己の所属する企業の秘密情報であることを明示して、文書、あるいは口頭を含むその他の手段を用いて伝達する情報をいう。

(秘密保持契約の締結)

第3条 従事者は、当法人の業務において会員の秘密情報を他の従事者に伝達する場合には、事前に、当該他の従事者との間で個別に秘密保持契約を締結しなければならない。

(連絡)

第4条 従事者は、他の従事者との間で前条の秘密保持契約を締結した場合には、その事実を自己の所属するワーキンググループの主査および事務局に連絡しなければならない。

(免責)

第5条 第3条の秘密保持契約に関し、当法人および当該秘密保持契約を締結していない従事者は、一切の責任を負わない。

(施行)

第6条 本規程は、2020年4月1日から施行する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。